

住民税(市民税・県民税)の

主な改正点

◆均等割額の改正

東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時の措置として、市民税と県民税の均等割額に復興特別税としてそれぞれ500円が加算されます。適用期間は平成35年度までの10年間です。(※表1)

◆給与所得控除の改正

その年中の給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。(※表2)

◆公的年金所得者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする

場合の市民税・県民税の申告手続きの簡素化

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合、年金保険者に提出

する扶養控除申告書に「寡婦(寡夫)」の記載をすれば、市民税・県民税申告書の提出が不要となりました。

ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書に「寡婦(寡夫)」の記載を忘れたり、提出しなかったかたは、控除が適用されません。控除を受ける場合は、これまでどおり確定申告または、市民税・県民税申告書の提出が必要です。

◆寄附金税額控除の見直し

平成25年分から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税を課税標準とする復興特別所得税も軽減されるため、平成50年度までの各年度に限り、市民税・県民税に係る寄附金税額控除の特例控除額について、復興特別所得税に対応する率を減する調整が行われます。(※表3)

給与所得控除の改正 ※表2

改正前

給与収入金額(A)	給与所得金額
10,000,000円以上	(A)×0.95-1,700,000円



改正後

給与収入金額(A)	給与所得金額
10,000,000円～14,999,999円	(A)×0.95-1,700,000円
15,000,000円以上	(A)-2,450,000円

均等割額の改正 ※表1

区分	改正前	改正後
市民税の均等割額(年額)	3,000円	3,500円
県民税の均等割額(年額)	2,000円	2,500円
合計	5,000円	6,000円

※県民税の均等割額には、「森林湖沼環境税(1,000円)」分が含まれます。

寄附金税額控除の見直し ※表3

寄附金税額控除額=①基本控除額+②特例控除額

①基本控除額

(次のいずれか低い金額-2,000円)×10%(県4%、市6%)

- ・その年に支出した地方公共団体への寄附金額
- ・その年の総所得金額の30%

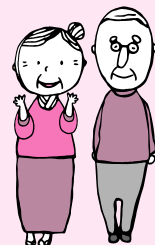
②特例控除額

改正前	(寄附金額-2,000円)×(90%-寄附者の所得税の税率)
改正後	(寄附金額-2,000円)×(90%-寄附者の所得税の税率×1.021)

※特例控除額は市民税・県民税所得割額の1割が限度です。

公的年金の

源泉徴収票



国民年金、厚生年金などの老齢・退職年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、年金を受けているかたには、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月末日までに届くように送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失した時などは再発行できますので、年金事務所または年金相談センターにお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

■お問合せ

下館年金事務所

☎0296(25)0834